

**憲法 解答のポイント**

- 1 本問は、取材源についての民事裁判における証言拒絶が認められるかが正面から問われる問題となっている。

あらすじは以下の通りである。フリージャーナリストのXが、SDGsに積極的にコミットしていることで知られる会社甲について、環境破壊で批判を受けている国から原材料を輸入しているのではないかと考え取材・報道を行った。この際、甲社からは取材を拒否されたので、元甲社の社員である乙に、インタビューを受けるように強く迫り、乙が特定されないよう加工した上で、乙のインタビュー内容を動画投稿サイトに投稿した。この結果、甲社の上記のような材料調達が見えるようになって、不買運動等が行われた結果、甲社は損害を被って、原材料の調達先については守秘義務があるにもかかわらず乙が暴露したことによって損害が発生したと主張し、甲社は乙に対して損害賠償請求訴訟を提起した。この裁判において、取材源についてXは証言を拒絶できるかということが問題となっている。

まず、Xからの主張を行い、その上で反論等を踏まえて持論を展開するように求められている。

- 2 参考となる裁判例としては、最決平18.10.3（百選I〔71〕）が挙げられる。参考答案は、この裁判例の規範を用いて作成した。しかし、この問題の性質として、取材の自由（取材源を秘匿する権利）と公正な裁判の実現の衝突する場面の処理であるという点から考えれば、この判例だけでなく、博多駅TVフィルム提出命令事件（最大決昭44.11.26）等も参考として問題ないと思われる。H18年決定の規範を用いれば楽に論述できたであろうが、取材の自由と公正な裁判の実現が衝突しているということを理解し、丁寧に論じられれば、H18年決定の規範を用いることがなくとも、大きく減点とはならないのではないかと考える。
- 3 また、事実関係がかなり詳しく記載されているので、Xの取材・報道がどのように社会上重要であるのか、その取材態様は適切であったのか等検討すべきことがたくさんあるように考える。これらの点についても事実・評価をしながら丁寧に検討できるとよかったと思われる。

## 憲法 解答例

### 第1 Xの主張

- 1 Xとしては、証言拒絶を認めず取材源の開示を強要することは、憲法21条1項（以下、法令名を略す。）で保障される取材の自由を侵害し、許されないと主張すると考えられる。
- 2 取材は報道のための準備段階であり、直接的に何かを表現するわけではないから、取材の自由が憲法上保障されるかが問題となる。  
この点、報道の自由は、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものであるから、21条1項で保障される重要な権利である。そして、取材の自由は報道にとって不可欠の前提をなすものであり、また、報道が成立するためには、情報の収集、編集、発表という一連の過程を切り離すことができない。よって、取材の自由は21条1項で保障される。
- 3 取材源の開示を強制すれば、記者と情報提供者との間の信頼関係が破壊され、将来のスムーズな取材活動、ひいては報道業務の円滑性を阻害するため、取材源の証言強制は、取材の自由の侵害となる。そして、民事訴訟法197条1項3号は「職業の秘密」の証言拒絶を認めているところ、「職業の秘密」とは、その事項が公開されると、当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいい、取材源の秘密は上記の通りこれに該当するため、取材源の証言拒絶は同号を根拠に認められる。
- 4 よって、Xの取材源の証言拒絶は認められる。

- 5 仮に、「職業の秘密」に定義上該当しても証言拒絶が認められない場合があるとしても、本件では以下の通り証言を拒絶できる。
  - (1) 取材の自由は外部的行為を伴うため、公共の福祉（13条）による制約を受け、「職業の秘密」にあたるとしても、証言拒絶が許されない場合もあり得る。しかし、上記の通り取材の自由は重要な権利である上、一度取材源が公開されれば、証言した記者だけでなく、報道関係者全体が取材源からの信用を得られにくくなり、真実の報道が国内全体において困難となる。
  - (2) そこで、公共の福祉による制約が認められる場合は特に限定すべきであり、①制約の目的が必要不可欠かつ②手段が必要最小限度のときのみ、取材源の証言を強制できると解する。
  - (3) 本件において、取材源の開示を強制する目的は、甲乙間の裁判において公正な裁判を実現することであり正当といえる。しかし、損害賠償責任の内容が、乙が甲の環境破壊に関する情報を漏洩したことによるものであることを考えると、情報漏洩自体が完全に不当なものといえず、その告発者を確定させることが必要不可欠とはいえない。
- 6 よって、Xに取材源の開示を強制することは、21条1項に反して違憲であり、Xは証言を拒絶できる。

### 第2 反論及び私見

- 1 取材の自由は、21条1項により直接保障されるのではなく、21条1項の精神に照らして尊重に値するに過ぎず、その侵害があつ

たとしても厳格に判断されるわけではないとの反論が考えられる。

しかし、取材の自由は報道の自由の必然的前提となる行為であり、21条1項により直接保障されると解する。

2 次に、取材源の証言を強制することは、取材の自由の侵害に当たらないとの反論が考えられる。

たしかに、証言を強制することは、取材活動そのものを禁止しているわけではない。しかし、Xの主張の通り、取材源がみだりに開示されると、取材対象者との信頼関係が損なわれ、将来における自由・円滑な取材活動に支障が生じることが考えられる。

そのため、取材源の証言強制は取材の自由に対する侵害となる。

3 また、取材源が「職業の秘密」にあたるとしても、すべての場合において取材源が「職業の秘密」として保護に値するわけではなく、証言拒絶が認められない場合があるとの反論が考えられる。

この点、「職業の秘密」に定義上当たるとしても、常に証言拒絶が認められるとすると、裁判の真実発見、裁判の公正を害するおそれがある。そこで、秘密の開示によって生ずる不利益と、証言の拒絶によって犠牲になる真実発見及び裁判の構成との比較考量により、証言拒絶が認められるかを決するべきであると解する。

では、本件でXの取材源秘匿は保護に値するか。

(1) 報道の内容はSDGsに貢献している甲が乱開発を行っているC国から木材を輸入しているという、社会的に意義の高い事実に関するものである。また、たしかに取材の様子は乙の自宅まで押し

かけ執拗に迫るという適切さを欠くものであった。しかし、Xはフリーのジャーナリストで記者会見に参加することができず、個人に対する取材をするしか取材の手段を有しないのであり、その態様も一般の刑罰法令に触れるようなものではなかったのだから、保護に値しないとは言えない。そして、乙は自己が特定されないことを条件に取材を引き受けたのであり、取材源が開示されると、企業から守秘義務違反を追及されることを恐れ、従業員等の取材協力が得られなくなるおそれがある。また、Xは記者クラブに所属しておらず、個人の取材協力が得られないことによる将来への取材活動への影響は大きい。さらに、環境問題に鋭く切り込むインフルエンサーとしてのXの報道機関としての重要性を踏まえると、Xの取材活動に支障が生じるとは、社会の知る権利に対する損失となる。

(2) 一方で、本件訴訟は守秘義務違反に対する損害賠償請求であり、社会的意義のある告発に圧力をかけるものであり、訴訟の社会的価値は低いといえる。また、乙はすでに情報提供者と推定されており、これを確定するためのXの証言の重要性は高くない。

(3) 以上を踏まえると、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公正な裁判を実現すべき必要性が高いとは言えず、Xの取材源の秘匿は保護に値すると考えられる。

4 よって、Xの証言拒絶は認められる。

以上

## 行政法 解答のポイント

- 1 本年度は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」）を題材に、設問1（1）で取消訴訟の原告適格、設問1（2）で取消訴訟の訴えの利益、設問2で本件許可の違法事由で原告が主張すべき内容について問われており、出題形式としては例年通りである。
- 2 設問1（1）について
 

行政事件訴訟法（以下、「行訴法」）9条1項の「法律上の利益」の解釈を示したうえで、原告適格の有無の判断が求められる。また、Cは本件許可処分の名宛人ではなく、第三者であることから、同条2項の基準に基づいて判断されるべきである。

Cの原告適格の具体的な検討に当たっては、最高裁平成26年1月28日第三小法廷判決を意識しつつ、本件許可によって既存の尿収集業者であるCの有する営業上の利益が法律上保護された利益と言えるか検討することになる。

Cの原告適格を認める場合については、廃棄物処理法に適正配置等の需給調整に関する直接的な規定がないことに留意し、廃棄物処理法の仕組みと事業の公共性等を指摘しつつ丁寧に論述することが求められる。
- 3 設問1（2）について
 

判例学習を確かめる問題ではなく、個別法を解釈して、規定上どのような効力をもたらすかイメージしながら答案を作成することになる。

具体的には、本件許可の取消訴訟ではなく、更新の取消訴訟を提起し、認容判決を得た場合、Dに認められていた法律上の地位はどのように変化するか。法7条2項、3項を精読し、本件許可を取り消した場合のDの地位と比較して、Cの営業上の利益の救済の観点から、依然として本件許可の取消訴訟を提起する必要があるかという筋道で起案していくことになる。
- 4 設問2について
 

廃棄物処理法7条5項2号及び3号の要件それぞれについて、Cが主張すべき違法事由の検討をすることが求められている。

2号については、一般廃棄物処理計画の策定及び内容の変更に裁量があることに触れ、新計画への変更が裁量権の逸脱・濫用により違法となる場合は、その計画を前提とする本件認可が違法になるということについて記述すべきである。

具体的には、旧計画の基礎とされた将来の人口及び総世帯数の減少予測は新計画においても維持されているにもかかわらず、新計画において、浄化槽汚泥について、発生量及び処理量の大幅な増加が見込まれる旨記載された事情をどのように評価するかが重要である。

3号については、BとDの関係性が一般廃物収集運搬業の許可の基準との関係でどのように評価されるかを検討すべきである。

なお、一般廃物収集運搬業の許可の基準が法規命令であることは明らかであり、解答例ではあえて書かなかった。

## 行政法 解答例

## 第1 設問1 (1) について

1 Cは、本件取消訴訟に対して「法律上の利益を有する者」(行政事件訴訟法(以下、法令名省略)9条1項)と評価することができる。

「法律上の利益を有する者」とは、自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者を指す。Cは、本件許可の名宛人ではないので、法律上保護された利益が侵害されたか否か問題となる。法律上保護された利益とは、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させることとせず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される利益を指す。考慮にあたっては、9条2項を参照する。

2 本件許可によって、DがA市で一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集運搬業に参入し、Cの売り上げが減少している。したがって、Cの保護法益は、既存事業者としての営業上の利益と考えられる。

本件許可の根拠条文は法7条1項であり、許可要件として、「当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること」(同条5項1号)「申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること」(同条項2号)「施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うにたりるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」(同条項3号)があげられることから、「生活環境の保全及び公衆衛生を図ること」(法1条)との関係で、業者が調整されていると評価できる。「一般廃棄物処理計画」(法6条1項)は、「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」(法6条2項1号)「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」(同条項4号)を定めていることから、これらの事項に即して市長は許可の判断を行うと

考えられる。このような仕組み上、適正配置等の受給調整に関する明示的な規定は認められないが、法制度上、一般廃棄物処理業の需給調整が図られていると評価することができる。また、法7条5項1号より、一般廃棄物処理業は本来市が行うものであり、性質上、市の住民の生活に必要な不可欠な公共性の高い事業であることから、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていない。

以上をふまえると、法は、一般廃棄物処理業の許可に基づいて営業する事業者の営業上の利益を「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」の基礎となるものとして、単なる保護法益と解するだけでなく、個々人の個別的利益として保護していると解することができる。

3 よって、Cは法律上保護された利益を有することから、原告適格が認められる。

## 第2 設問1 (2) について

1 令和4年4月1日付けで本件許可が更新されたことから、本件許可に対する本件取消訴訟は訴えの利益が消滅されたと評価されないが、「処分・・・の効果が期間の経過・・・によりなくなった後においてもなお処分・・・の取消によって回復すべき法律上の利益を有する」(9条1項かつこ書)といえるか否か問題となる。

2 「許可は、・・・政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う」(法7条2項)が「前項の更新の申請があった場合において、同項の期間・・・の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。」(同条3項)とされている。本件許可の更新に対する取消訴訟で認容判決を得たとしても、Dは「更新の申請」を行っている状況にあるので、同条4項により、令和4年3月31日経過後も、本件許可に基づいて業務を行うことができる。したがって、

Cの既存業者としての営業上の利益を保護するためには、Dの本件許可に基づく業務活動を停止させる必要があるため、本件許可を取り消す必要性が認められる。

よって、Dの本件許可の更新がなされたとしても、なお、本件許可を取り消す必要性が認められることから、「回復すべき法律上利益」があると評価することができるため、本件取消訴訟の訴えの利益は肯定されると主張する。

### 第3 設問2について

1 「一般廃棄物処理計画に適合するものであること」(法7条5項2号)の要件充足性について、新A市長が新計画策定にあたって、裁量の逸脱・濫用が認められるとして、新計画が違法であり、新計画を前提とする処分も違法であると主張する。「一般廃棄物処理計画」(法6条2項)は「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る」(法1条)のために、一般廃棄物の管理、抑制方策、処理に関する基本事項を定める(法6条2項各号参照)。このような計画の策定は、地域の事情に精通し、かつ、政策的な判断を下せる市長の専門技術的な判断に委ねなければ、合理的な判断を下すことができない。したがって、一般廃棄物処理計画の策定にあたっては、市長に裁量が認められる。Cとしては、新計画が、判断要素の選択、判断過程に合理性を欠き、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものであるとして、裁量の逸脱・濫用を主張する。

新計画では、一般廃棄物(浄化槽汚泥)の収集運搬をBCに限定せず、競争原理を持ち込んだ。改定の理由として、浄化槽の設置件数の増加が予想されることがあげられる。しかし、A市では、現在、浄化槽の設置が微増しているが、将来の人口及び総世帯数は減少が予想されていることから、微増は漸次的なものにすぎず、これをもって、浄化槽の設置件数の増加が予想されるという判断は、判断要素の選択、評価に合理性を欠く。また、BCの2社体制でA市の2倍の収集運搬能力が確保され、適切な

収集運搬体制が維持されていることから、法1条の目的に適した状況にある状態を変更するものといわざるをえず、考慮要素の選択、評価に合理性を欠くといわざるをえない。また、新計画では「発生量及び処理量の見込み」において、浄化槽の設置件数の増加に伴い、浄化槽汚泥について、発生量及び処理量の大幅な増加が見込まれる旨記載されているが、将来の人口及び総世帯数の減少予測は新計画においても維持されていることを踏まえると、考慮要素の選択、評価に合理性を欠くと言わざるを得ない。

以上より、新計画は、社会通念上著しく妥当性を欠くといわざるを得ず、新A市長に裁量の逸脱・濫用が認められるため、新計画に基づいてなされた本件許可は、法7条5項2号に反し違法であると主張する。

2 法7条5項3号該当性については「環境省令で定める基準」、すなわち、規則2条の2の各号要件を充足しないと主張することになる。Dは、Bとは独立した法人格で、本件許可を受けていることから、Bと独立して、規則2条の2の要件を充足する必要がある。Bが保有している運搬車も使用し得るということは、D単体で適切な規模の「運搬車」の所有が認められないと評価できるので規則2条の2第1号イの要件を充足しないと評価できる。また、Dの代表者は、従来、一般廃棄物収集運搬業に従事した経験はなかったことや、Dの営業所は実質的にBの営業所から独立していないこと、Dの代表者はBの営業所内で執務を行っており、Bの雇用人員が随時Dに出向するような契約を締結していることから、D独立で評価した場合規則2条の2第2号イロの要件充足性は認められないといえる。

よって、本件許可は、法7条5号3号を充足せず、違法と主張する。

以上